

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 57 号
2023 年 12 月

目次

[2024 年度研究大会]

2024 年度研究大会企画について

岡野八代..... 1

研究大会プログラム (予定) 4

[書評]

現代共和主義理論の羅針盤——Frank Lovett, *The Well-Ordered Republic* を読む

宮井健志..... 7

グローバルな歴史的不正義の償いとして、世界の再構築は要請されるのか？——Olúfẹ̀mi O. Táíwò,
Reconsidering Reparations を読む

辻 悠佑 10

[会務報告]

2023 年度第 2 回理事会議事録 13

2024 年度研究大会企画について

企画委員長 岡野 八代 (同志社大学)

2024 年度 (第 31 回) の政治思想学会研究大会は、2024 年 5 月 25 (土曜) と 26 日 (日曜) の二日間にわたり、国際基督教大学 (東京・三鷹市) にて開催される予定です。ようやくコロナ禍も落ち着きをみせ、第 29 回より対面での学会開催が行われていますが、なお自然破壊が一向に収まらず、気候変動も予想を超える速さで進む世界においては、長期にわたる楽観的な展望は抱きづらいのが現状です。こうした予断を許さない状況のなかで、開催校の皆様、ならびに大会開催に尽力されている会員の方々と共に、大会が無事に実施されるよう、今後もしっかりと準備していきたいと考えています。

24 年度の大会テーマは「政治と性／ジェンダー／セクシュアリティ」であり、政治思想学会において「はじめて」フェミニスト研究を統一テーマとして取り上げることになった。「はじめて」とカッコにいれているのは、じっさいにはすでに 10 年以上前にフェミニズムをテーマにする大会を開催できないかということが検討されていたからである。

会員のなかには記憶されている方も多いと思うが、2009 年度 (第 16 回) の統一テーマは「政治思想と周縁・外部・マイノリティ」であり、三つのシンポジウムのうちのひとつ、シンポジウムⅢが「政治理論のマイノリティ」というタイトルの下で、フェミニズム理論・思想に関するパネルがもたれた (司会：岡野八代、報告者：山田竜作「デモクラシーとフェミニズム」、中川志保子「自己定義の可能性——シングルマザーの物語」、後藤浩子「政治思想とマイナー性——モルと分子」、討論者：李静和)。フェミニズムをテーマに三つのパネルを組むことが当時は適わず、また、じっさいにはフェミニズムをテーマとしたパネルであ

ったにもかかわらず、タイトルからはフェミニズムであることが推察できない。当時も大会の企画を任された者として、24 年度の統一テーマの下で他の企画委員の方と議論を重ねるなかで、改めて政治思想学会におけるフェミニズム研究・ジェンダー研究の位置と存在意義を考える機会にもなった。

今回の統一テーマの下で各シンポジウムの主題をどのように設定するか——は、実際にはそれほど議論を経ずに、速やかに決定できた——を考えるなかで、もっとも委員を悩ましたのは、確定されたテーマの下でどなたに報告をお願いするかであった。2009 年の企画段階で、フェミニズムを前面に打ち出せなかった理由のひとつに——わたしの記憶が正しければ、だが——、「フェミニズムのパネルだと集客力が落ちる」という懸念があった。つまり当時の政治思想学会には、フェミニズムを研究対象にする会員はいうに及ばず、関心がある会員も少ないと考えられていたのだった。

第 31 回大会については、集客力云々の懸念はおそらく払拭されたと思うがなお、学会員のみでフェミニズムの統一テーマを組むことはいまだ難しいのが現実である。ただ、今回こうして、フェミニズム研究の課題が統一テーマとなり、公募である自由論題にもフェミニズムに関する応募が多数あったことは、政治思想の分野においてフェミニズム研究を行ってきた者としては、ようやく日本の政治思想研究もフェミニズムと正面から向き合える時代になったのだと、感慨深い。

他方で、政治学に目を向けるならば、たとえば日本政治学会学会誌『年報 政治学』ではすでに、2003 年の段階で『「性」と政治』という特集が生まれ、序論を含む 9 本の論文すべて、2003 年度年報委員会の委員、つまり当時の政治学会員

が執筆している。24年度大会企画委員会を取りまとめた者として、統一テーマに込めた趣旨を明らかにする意味でも、『年報 政治学』の本特集の発案者である渡辺浩「序論——なぜ「性」か。なぜ今か」に少し言及しておきたい。

渡辺は、21世紀初めの日本社会におけるジェンダー／セクシュアリティ／セックス理解を紐解きつつ、同年に公布された「性同一性障がい者の性別の取扱いの特例に関する法律」、同性愛、そして現在大きな注目を浴びるトランス・ジェンダーにも言及しながら、日本語では「性」と一語で言い表される現象や行為を論じている。そして、「性行為は、市民や国民や臣民の後継者を不断に再生産し、政治社会の存続を根底において可能ならしめているという意味では……そもそも政治的行為かもしれない」という(6頁)。ところが渡辺にしたがえば、海外の学会と比べるまでもなく、国内の他の社会・人文系の学問領域と比べても「ジェンダーへの関心の乏しさにおいて、日本の政治学の世界は特異であり、例外的なものである」(11頁)。

こうした渡辺の指摘から20年以上経ったいまでも、たとえば社会学や文学研究におけるジェンダー／セクシュアリティ研究の興隆と政治学(思想・理論)におけるそれとは、現在でも雲泥の差があることは確かだ。とはいえ、わたしにとって、他国に比べればその研究動向に親しい合衆国でさえ、政治学におけるフェミニズム研究は出遅れ、80年代まではいまだ、「女性を加えてかき混ぜる add women and stir」アプローチが主流であった。90年代に入り、ポスト構造主義やポスト・コロニアル研究の理論的な影響を受けながら、「政治的なるもの」とはなにかといった問いに取り組む研究が積み重ねられるなかで、ようやく政治学におけるフェミニズム研究が確立される。そして21世紀に入ると、実証研究、規範研究といった領域を超えて、政治学研究の各分野にフェミニズム研究が浸透していった。そのうえで付け加えておけば、渡辺も言及しているように、「個人的なことは、政治的である」を標語とする70年代の国際的な第二波フェミニズム運動の広

がりのなかで、女性たちの運動こそが、「政治的なるもの」に対するラディカルな異議申し立てをしていたことにより、「政治」概念そのものへの疑義がフェミニスト研究者のあいだでもすでに広く共有されていたという背景は、忘れられてはならないだろう。

こうした合衆国での動向を少しく振り返るだけでも、「政治的なるもの」とはなにかを問うてきた政治思想、政治理論とフェミニズムとのかかわりが、いかに(根)深いかが窺いしれるだろう。政治思想史を振り返れば、女性たちがその生殖能力と、男性政治に強制されてきた生の在り方ゆえに、どれほど政治的領域から排除されてきたのかは一目瞭然である。そして現在では、ケア労働の過度な負担、強固な性別分業ゆえに、やはり女性たちはその政治力(動員力や発言力)を奪われている。

したがって、31回目を迎える政治思想学会大会の統一テーマにおいて、各パネルのテーマに共通するのは、既存の「政治的なるもの」に対して、いかにフェミニズム思想、理論は対抗言説を紡いできたのか、あるいは、新たな「政治的なるもの」の構想を提示しているのかである。また、第二パネルにおいて、日本における女性たちの運動が論じられるのは、先述した第二波フェミニズム運動だけでなく、フェミニズム思想・理論には、文字通り具体的な人びとの、個別の文脈における葛藤や活動のなかで示される政治力——この場合は、ある目的を共有した集合的なひとびとの力、集結力、活動力——の分析が、新たな「政治的なるもの」の構想に欠かせないからである。

21世紀に入り欧米においては、研究領域に限らず、政治・社会領域における女性の活躍が目覚ましく飛躍したといつてよいだろう。しかしなお、90年代以降のフェミニズム理論をけん引してきたフェミニスト理論家たちが、社会的に周辺化された者たちへのケア労働・社会的再生産労働の強要、いわゆる「ケア罰」を中心に、資本主義批判⁽¹⁾、家父長制批判⁽²⁾といった具合に、80年代のマルクス主義フェミニストたちが格闘していた課題をなお、新たな形で引き受け続けている。

その意味では、2024年度の統一テーマは、政治思想史研究においてなお喫緊の課題であり、フェミニズム研究に限らず、ひろく「政治的なるもの」とはなにかを探求してきた学会員の方にも関心をもっていただけると信じている。

最後になりますが、わたしが第31回大会の企画委員会をまとめることを提案していただいた、木部尚志理事長に深く感謝いたします。フェミニズム研究にこれまで携わっていながら、フェミニズム思想研究を推進するどころか、学会での活動には消極的であったところ、木部理事長のイニシアティブがなければ、本企画は実現することはありませんでした。大会の開催を通じて、フェミニズム理論の中心である「政治的なるもの」へのラディカルな問い直しは、政治思想研究の核心にある探究課題であることを、学会員以外の参加者の方にも理解していただき、政治思想研究に対する関心が高まることを願っています。

- (1) ナンシー・フレイザー『資本主義は私たちをなぜ幸せにしないか』江口泰子訳(ちくま新書、2023年)。
- (2) Nancy Folbre, *The Rise and Decline of Patriarchal Systems: An Intersectional Political Economy* (London, NY: Verso, 2020).

2024 年度政治思想学会研究大会プログラム（予定）

日程：2024 年5月25日（土）・26日（日）

会場：国際基督教大学

統一テーマ：政治と性／ジェンダー／セクシュアリティ

◆5月25日（土曜）

9：30～ 受付

10：00～12：00 シンポジウムⅠ：ケアと政治

司会：田村哲樹（名古屋大学）

報告：山田祥子（東北大学）「ケアとグローバルな正義——グローバルなケアの連鎖から考える」

田中東子（東京大学：非会員）「ケアとテクノロジー——新時代の性の政治学に向けて」

討論：石川涼子（立命館大学）

12：10～13：10 休憩／理事会

13：20～15：20 国際シンポジウム

司会：武田宏子（名古屋大学）

講演：Joan C. Tronto（ミネソタ大学、ニューヨーク市立大学名誉教授）

“Caring is an Activity, Democracy is an Activity: Beyond Capitalism and Protection”

討論：鈴木知花会員（函館大学）

杉本竜也会員（日本大学）

高松香奈（国際基督教大学：非学会員）

15：40～18：20 シンポジウムⅡ：政治運動のなかのフェミニズム、フェミニズムのなかの政治運動

司会 梅森直之（早稲田大学）

報告：黒川伊織（神戸大学：非会員）「フェミニズム以前の〈フェミニズム〉——女性革命家は女性の革命運動の歴史をどう見出したか」

シーダー、チェルシー・センディ（青山学院大学：非会員）「一時的なMomentから継続的なMovementへ——日本の戦後学生運動・環境運動における再生産ケア・ワークの再検討」

討論：上野成利（神戸大学）

寺岡知紀（中京大学）

◆5月26日（日曜）

9：00～ 受付

9：30～12：20 自由論題報告

第一会場

司会：中田喜万（学習院大学）

報告：

- [9：30～10：20] 常 瀨琳（東京大学）「感情の時代」における「人心」と「風俗」——内藤耻叟の思想を中心にして」
- [10：30～11：20] 藤川剛司（東京大学）「中江兆民の政治思想」
- [11：30～12：20] 上田悠久（茨城大学）「日本における「地方自治は民主主義の学校」の思想史」

第二会場

司会：辻康夫（北海道大学）

報告：

- [9：30～10：20] 大場優志（名古屋大学）「抑圧に取り組む政治理論に向けて——認識的分断にいかに取り組むか」
- [10：30～11：20] 山岸大樹（同志社大学）「アイリス・マリオン・ヤングの思想におけるフェミニスト現象学と規範的政治理論の関係」
- [11：30～12：20] 倉田大輔（早稲田大学）「依存の観点からみたコンセンサス公共的理性リベラリズムの限界」

第三会場

司会：安武真隆（関西大学）

報告：

- [9：30～10：20] 和田昌也（同志社大学）「デモクラシーとユートピア——ミゲル・アバンスールの視座から」
- [10：30～11：20] 佐久間啓（同志社大学）「革命的改良主義者」としてのジャン・ジョレス——修正主義論争とそれ以後における展開に着目して」
- [11：30～12：20] 石山将仁（早稲田大学）「他者の背景による善の構想の批判的反省としての人格的自立について」

第四会場

司会：梅田百合香（桃山学院大学）

報告：

- [9：30～10：20] 近藤和貴（拓殖大学）「クセノフォンの正義論——『ポロイ』を中心として」
- [10：30～11：20] 松尾哲也（鳥根県立大学）「神学-政治問題」とは何か——レオ・シュトラウスが提起する主題の意義について」
- [11：30～12：20] 小野寺研太（日本女子大学）「ジェーン・アダムズの初期平和論——世紀転換期アメリカのフェミニズムと進化思想」

12：30～13：40 休憩／理事会

13：40～14：00 総会

14：00～16：40 シンポジウムⅢ：政治思想におけるジェンダー

司会：岡野八代（同志社大学）

報告：稲村一隆（早稲田大学）「スーザン・オーキンの機能主義批判が表現しなかったアリストテレスの女性観」

林葉子（名古屋大学）「山川菊栄の性管理政策批判——結婚、性売買、避妊および中絶についての制度論を中心に」

内藤葉子（大阪公立大学）「「自然」を支配する論理に抗して——ケアの倫理とフェミニズムの可能性」

討論：齋藤純一（早稲田大学）

現代共和主義理論の羅針盤

— Frank Lovett, *The Well-Ordered Republic* (Oxford University Press, 2022) を読む

宮井健志 (成蹊大学)

共和主義とはどんな思想か。1990年代にフリップ・ペティットやクエンティン・スキナーらが先鞭をつけた共和主義リバイバルは、現代政治理論に広範な影響を及ぼした。しかし、共和主義理論に着想を得た研究が広がる一方で、共和主義を束ねる思想的核心が何かという点はむしろ不明瞭になっていった。本書は、この状況を問題視し、「共和主義政治理論を可能な限り厳密かつ包括的に説明する」(p. 1)ことを目指した野心的な研究である。

著者のフランク・ラヴェットは、共和主義理論に関する二つの著書を中心に数多くの業績を持ち、特に法実証主義的・分析的な視角から議論を先導してきたことで知られる。主著である *A General Theory of Domination & Justice* (2010) では、共和主義理論の中核概念である「支配」を緻密に分析し、社会正義の一般的要請としての「支配の最小化」を掲げた。また、*A Republic of Law* (2016) は、「法の支配」の理念を共和主義の根幹的要素として再構成した。本書は、これらの知見に部分的に依拠しつつ、共和主義という思想体系自体の統合的把握に踏み込んでいる。

本書が対象とする共和主義とは、著者が「正典」と目する近世以降の二つの著作群に一貫する政治的学説のことである。第一は、マキアヴェッリに始まり、ミルトン、ハリントン、シドニー、トマス・ペイン、そしてフェデラリストに至る「古典的共和主義」である。第二は、ペティット、スキナー、マウリツィオ・ヴィローリの著作を中心とする「現代共和主義」である。著者によれば、これらの著作群は、共通する原理を一貫して継承し、共和主義という独自の伝統を構成してきた。その原理は、下記の三つに集約される。

非支配原理：公共的な法律、政策、制度などを

設計する際には、支配の縮減を優先しなければならない。

法の帝国原理：官公職によるものであれ、一般市民によるものであれ、強制力の公共的な行使はすべて法によって統制されなければならない。

民衆統制原理：少なくとも高位の官公職は十分な民衆統制に服さなければならない。

本書は、第1章となる序章を含む全6章からなり、これら三つの原理がいかに共和主義という思想体系を構成するのか、そしてその原理に基づく「秩序だった共和政」をどのように実現しうるかが体系的に検討される。序章では、共和主義理論の三原理や共和主義思想史のスケッチを示しながら、本書の視角と主張がまとめられる。第2章から第4章では、概ね三原理の内容に則して議論が展開される。第5章では国内正義の問題が、第6章では国際正義の問題がそれぞれ取り上げられる。

第2章では、共和主義の基底的概念である「支配」が分析される。共和主義者は、支配とは主人がいることであり、自由とは自分以外に主人がないことだと捉えてきた。ここでは、ある行為者が別の行為者の選択を「意図的に妨害する能力がある」状態を「支配」として一般的に定義した上で、単独の行為者による支配、複数の行為者による支配、あるいは無意識の行為や構造による支配の可能性が整理される。その上で、非支配のためには権力関係の適切な統制が必要だとし、外的な手続き的制約や権力行使への対抗などが典型的に論じられる。こうして実現される「支配からの自由」は、政治的自由の必要条件として広範な制度的含意を持つ。

第3章では、「支配からの自由」の法政策への含意が分析される。支配からの自由は「人間の開

花繁栄」の必要条件であり、共和主義者は法制度を設計する際に支配の縮減を優先すべき目的に据える。支配を縮減するために不可欠なのが、個人を恣意的な権力や暴力から保護する「法の帝国」の確立である。本章ではこの原理に基づく憲法典や刑罰といった法制度の理想的形態が素描される。さらに、政策について、理想的な法制度の実現を前提に、市場や職場での支配、文化やアイデンティティに関係する支配、そして将来世代への支配といった諸問題に共和主義が対処しうることが示される。

第4章では、共和主義理論における「民衆統制」の重要性とそのあり方が論じられる。官公職者は、適切に統制されない限り法を破壊する可能性があるため、主に選挙を通じた統制が必要となる。著者は、民衆統制を実施する上での参政権の範囲や権力分立の形式を論じた上で、政府裁量を完全に排除することを目指すのではなく、監視と手続きの透明化による実効的な制約を課すべきだとする。また、立法権力について、司法審査や緊急事態条項を事例に、新たな支配を生み出すことなく民衆統制を確保する仕組みが論じられる。

第5章では、理想的な共和政をいかに安定的に実現するかが、主に国内社会との関係で論じられる。著者は、法を尊重する義務を、支配からの自由を促進する自然的義務の観点から導き出す。共和政を安定させる上では、市民的徳性を涵養することが大切であり、そのためには中立性ではなく寛容の原則に基づいた公共教育が重要だとする。適切な制度設計に基づいてこそ、広く市民的徳性を涵養し、自由を公共財として安定的に提供することができる」とされる。

第6章では、共和主義のグローバルな含意が論じられる。支配からの自由を、すべての個人を担い手とする普遍的な理念だと想定すれば、その適用範囲はグローバルに拡張しうる。しかし、グローバルな政治的統一は実現不可能かつ望ましくなく、共和主義の理想の実現は分権的な国際秩序を通じて行われなければならない。ここでは、国際法、国際移民、グローバルな経済的不平等、外交の四つのテーマについて、共和主義理論に基づく

制度デザインが素描されている。

以上のように、本書は、共和主義という思想的伝統を三つの原理から統一的に把握し、直近の論争に目を配りながら制度デザインを体系的に提示している。本書は、現代共和主義を学ぶ上での新たな古典となるべき業績である。ただし、本書は体系性という点で教科書的でありながら、論争的な書物でもある。以下では、本書の位置付けについて三点を指摘したい。

第一に、本書の共和主義思想史における位置付けである。本書は、共和主義思想史として読むべきではなく、また読むことはできない。本書は、古典的共和主義と現代共和主義を一体として共和主義と括るが、例えばキケロを含む古代ローマの思想をその範囲から排除している。キケロが排除されているのは、彼の理想とする共和政が民衆統制という要素を欠き、君主制を擁護する点で、本書が同定する共和主義的伝統から外れるからである（Appendix A）。また、古典的共和主義の引用はいかにも挿話的で体系性を装ってすらすらと、混合政体論や市民的徳性といった伝統的に共和主義的とされるテーマも原理には含まれない。著者は、これらの選定は思想的伝統の一貫性と個別性のバランスを考慮した結果だとするものの、現代の基準から過去に遡行して伝統を整理する方法論には、思想史の立場からの異論は必至だろう。評者が、あくまで本書を現代共和主義理論の再構成として読むべきだと考えるのはこのためである。

第二に、本書の現代共和主義理論における位置付けである。本書の類書にない価値は、三つの原理を基軸に主要論点を総覧しながら、現代共和主義理論がとりうる思想的範囲を包括的に示したことにある。例えば、「支配」の概念定義における実質的解釈と手続き的解釈の対立、社会構造と支配の関係性といった論争的な主題について、本書は理論的な対立状況を整理して全体像を見事に提示してみせる。ペティットが共和主義的伝統を現代的文脈の中で魅力的な学説として再定位したとすれば、本書はそれ以来の現代共和主義が開拓した地平を一望する見取り図となる。ただし、その視角に偏りが無いわけでない。例えば、本書で

は、市民的徳性とはもっぱら制度に「安定」をもたらす道具的価値である。しかし、市民的徳性を、支配へと抗い、制度のラディカルな「変容」をもたらす解放的価値として捉える現代共和主義者もいる（例えば、Bruno Leipold *et al. eds.*, *Radical Republicanism*, 2020）。こうした立場からは、本書の理解は法実証主義的・手続き主義的な立場に偏っており、市民的徳性や公共善をめぐる共和主義的伝統を軽視しているとの批判がなされるだろう。ともあれ、本書を貫く分析的・体系的な姿勢は、現代共和主義をめぐる分水嶺を見極める手がかりを与えてくれる。

第三に、本書の現代政治理論における位置付けである。本書の目的の一つに、リベラリズムや功利主義とは異なる個別の思想的伝統として共和主義を確立することがある。そのために本書は、要所所で共和主義とは相容れない考え方を指摘することで個別化を図っている。例えば、非干渉としての自由を擁護するホップズ、ベンサム、バーリンは共和主義者ではなく、公共教育で文化的差異に対して「中立」の立場をとるのは共和主義ではない、などである。こうした説明は、共和主義者が自由概念の転換点とみなす19世紀的リベラリズムと共和主義を区別するのには十分かもしれない。もっとも、ラヴェット自身が最善の構想は「リベラルな共和主義」(p. 20)だと述べるように、本書の立場と現代リベラリズムとの差異は必ずしも明瞭ではない。とりわけ近年の関係的平等論の議論では、リベラリズムと共和主義とを意識的に接合する取り組みも見られる中で（例えば、Christian Schemmel, *Justice and Egalitarian Relations*, 2021）、あえて共和主義の個別性を析出することの意義は、本書が提示するヴィジョンがどこまで説得力を持ちうるかと合わせて別途検討していく必要があるだろう。

本書は、「共和主義的なもの」をめぐる散逸した言説を一貫した政治学説として再構成する、現代共和主義理論の今日的な到達点である。自由論を中心に現代共和主義を参照する研究が日本でも広がりつつある中、多くの人々に読まれるべき一冊である。

グローバルな歴史的不正義の償いとして、 世界の再構築は要請されるのか？

— Olufemi O. Táíwò, *Reconsidering Reparations* (Oxford University Press, 2022) を読む

辻 悠 佑 (早稲田大学)

タイトルこそ平凡だが、本書は極めて野心的な試みである。償いを世界の再構築プロジェクトとして構想するというテーゼを打ち出しているからであり、またグローバル正義・歴史的不正義・人種正義・気候正義の是正と実現を統一的に求める訴えだからである。

その一端は、本書が理論研究を主眼に書かれていないことに存する。著者のO・O・タイウォは、UCLAで2018年に博士号を取得し、現在ジョージタウン大学で准教授の職にある新進気鋭の社会・政治哲学者で、気候変動問題と植民地主義の関わりなどを中心に、積極的に各種メディアで発信している。本書も、償いを要求する人種正義の政治的実践・運動に、その目標の再考を促すために書かれている面がある。ゆえに、良くも悪くも特定の先行研究群やそこでの論争に拘束されない構成と内容になっている。

本書は六章構成で、おおまかに三つのパートに分けられる。

まず、序論（第一章）の後に、第二章で世界の現状認識が示される。現状の世界システムは「グローバルな人種帝国」と呼ばれる（C・W・ミルズの『人種契約』における見立てを本書は受け継いでいる）。過去数世紀を経て、人種的に非対称な仕方で有利・不利を分配するシステムが世界に成立した。非対称性は、グローバル・ノースとサウスの間、また、第五章で触れられるハリケーン・カトリーナのニューオーリンズにおける被害パタンのように、グローバル・ノースの国内における白人市民と先住民や非白人市民との間にも存在する。置かれた水路の石によって水流が規定されるように、過去数世紀にわたり植民地支配や奴隷貿易・奴隷制が行われるなかで、領域間・内にヒエラルキーや人種化が持ち込まれ、現在の分配システムが固まっていった。植民地諸国の独立後も、

植民地支配下で、あくまで宗主国の目的に資する形で導入された政治・経済インフラが安定的な民主的体制の成立を妨げている。また、グローバル・ノースはときに暴力によってシステムを維持しさえした。こうした現在の構造は、奴隷制、植民地支配などの不正義が意図的に実行されてきた結果ではあるが、単一の行為者の意図あるいは一つのメカニズムによって、成立したわけではない（偶然的条件も作用している）。

次に、第三章では償いの構想として構築説（constructive view）の内実が提示され、第四章では、競合する危害修復説や関係修復説が批判される。まず前者について、タイウォは、二〇世紀中葉の反植民地運動家たちから引き継いだものとして、償いを世界の再構築プロジェクトとして提示する。具体的に目指されるのは、個人と集合体の両次元で、各行為者が自己決定を行えるケイパビリティを備えるような、支配なきグローバルなシステムの構築である。償いは、その構築プロジェクトの過程における利益と負担の分配（分担）に特に関わるとされる。現代のグローバル・ノースの国家、企業、市民が特に負担すべきなのだが、その理由は、歴史的な不正義によって、現状の構造の成立に因果的に貢献したからではなく、構造上有利なポジションを占めている（＝不正義から受益している）からである。これは、現代正義論の用語法で言い換えると、有利・不利を分配する構造プロセスの存在を正義の基礎かつ場とし、ケイパビリティを尺度に採用したグローバルな射程を持つ分配的正義構想、および、その実現に向けた移行・変革の議論だと言える。なお、その移行において、いわゆる基本構造だけではなく、人々の間に信頼が備わり、適切な注意や尊重が払われるような社会規範を醸成する必要も指摘されている。

第四章では、構築説は危害修復説や関係修復説よりも望ましい償いの構想だという議論が展開される。危害修復説とは、一般的な賠償理解に依拠した構想で、危害行為で生じた損失を埋め合わせることが償いであるとする。だが周知のように、これは非同一性問題や賠償額算出問題といった、ベースライン設定上の困難に直面する。関係修復説（例えばM・U・ウォーカー）は、個人に生じた損失よりも、それが不正であることが道徳的行為者間の関係毀損であることに焦点を合わせ、その修復こそが償いの主題だと考える。この立場からしても、被害者の損失埋め合わせを拒むことは被害者の真正な道徳的地位の是認を否定するに等しいものだけということにはなる。だが、損失救済や被害者の生活状況の改善を償いの要点としない。他の説に比べ、「グローバルな人種帝国」に対する償いの構想として、構築説は三つの基準に照らして優れている。第一に、人々の生の物質的条件に明確な違い（改善）をもたらしそうとするものであり、第二に、奴隷制・奴隷貿易や植民地支配が作り出した構造という中核的不正義に取り組むものであり、最後に、不正との関係次第で行為者ごとに異なる利益と負担の分配をするからである。

最後に、第五章では、喫緊の課題として、気候危機へのリスクと脆弱性の非対称な分配（旧植民地に偏っている）を変える気候正義運動が位置づけられ、無条件現金給付、気候ファンド、タックス・ヘイブンの解体といった、いくつかの目標と戦術が素描される。第六章では、償いのプロジェクトを実践するに当たって、それが複数世代にまたがらざるを得ないことを踏まえ、次世代に何を受け継ぐ先祖となるか、という観点を取ることが強調される。

本書の内容は、理論的には粗い。構築説が目指す、支配なきグローバルなシステムという分配的正義構想は、正当化や内実の説明が不足している感が否めない。だが、むしろ評者が疑義を呈したいのは、構築説を償いとして提示することである。すでに整理から明らかのように、構築説は結局のところグローバル分配的正義論になっているので

はないだろうか。世界中で求められている「償い」の要求の中身は、実は理論的には分配的正義論によって正当化される、ということなら理解可能であるし、大枠として本書が下す現状評価や変革の必要性は評者も同意する。だが、構造変革こそが償いだと言ってしまうのは、分配的正義と匡正的正義の混同であろう。第四章で挙げられた三つの基準も、それらをよりよく満たす構想が償いと呼ばれるべきとまで言っているかは疑わしい（「償いならXを満たすべきだ」は、「Xを満たせば償いだ」を含意しない）。評者は、分配的正義に依拠して描かれた世界のビジョンとそこへの移行プロジェクトとは独立して、償いの関係修復説にこそ匡正的正義論として展開される余地があると考ええる。

このように償いの理論として疑問は残る。にもかかわらず、グローバルな構造がもつ歴史の規範的含意を取り上げる試みとして、本書は重要である。管見の限り、これまでのグローバル正義論で歴史的不正義の現代における規範的含意を論じてきたのは、リバタリアンの理論もしくはD・ミラーのようなネーション間の相互行為モデルだからである（D. Butt, *Rectifying International Justice*, 2009; D・ミラー『国際正義とは何か』邦訳2011年。近年の例外としてC. Lu, *Justice and Reconciliation in World Politics*, 2017）。グローバルな歴史が不正義に満ちているにもかかわらず、その現代における含意についての議論が手薄であることは、バイアスとして反省されるべきである。本書は移行コスト負担の傾斜分配として含意を引き出しているが、歴史性を伴う構造における各行為者の有利・不利や関与の仕方がもつ規範的含意はもっと議論できるだろう。例えば、不正からの受益論や、構造変革努力不履行の含意などである。

さらに言えば、近年のグローバル正義論が個別的な論点ないしは問題へと議論を細分化させていくなかで、各問題の背景的正義も同時に問うていくことの重要性を、本書は改めて確認させてくれる（議論の細分化を批判する意図はない）。近年やや個別的な論点の論争の影に隠れがちだが、

グローバルな構造や制度のあるべき全体像を考えるなかでこそ、翻って個々の問題群・諸論点の関係や、そこでの細かな議論の意義についての反省も、得られるように思われる。

総じて本書は、グローバルな歴史認識を起点に、グローバル正義論に重要な問いを投げかけていると言えよう。

2023年12月20日発行 発行人 木部尚志 編集人 辻 康夫

政治思想学会事務局 〒070-8621 北海道旭川市北門町9丁目

北海道教育大学旭川校 田畑真一研究室内

E-mail: jcsptoffice@gmail.com

会員業務（退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送）

（株）アドスリー 〒162-0814 東京都新宿区新小川町5-20 サンライズビルⅡ3F

Tel : 03-3528-9841 Fax : 03-3528-9842

学会ホームページ : <http://www.jcspt.jp/>